

令和5年2月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

令和5年2月結城市教育委員会定例会

- 日 時 令和5年2月17日（金曜日）
- 場 所 結城市役所 大会議室1
- 出席委員 黒田光浩教育長
岩崎勤委員（教育長職務代理者）
中村義明委員
赤木信之委員
- 欠席委員 田中昌希委員
- 教育委員会事務局
教育部長 飯田和美
学校教育課長 大木博、指導課長 久下英彦、
生涯学習課長 斎藤伸明、スポーツ振興課長 宮本臣久、
学校教育課学務係長 小林洋一

1 付議案件

- (1) 議案第18号 「史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡整備基本計画」について
- (2) 議案第19号 結城市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

2 報告事項

- (1) 報告第27号 教育長報告について
- (2) 報告第28号 令和5年度学校給食用一般物資納入者の決定について
- (3) 報告第29号 結城市複式学級教育指導員設置要項について
- (4) 報告第30号 ネーミングライツについて

学校教育課長 本日、田中委員からは欠席のご連絡をいただいております。また、中村委員さん、いましばらくお待ちください。いらっしゃいます。

本日の資料の確認をさせていただきます。事前に配付いたしました定例会の議事日程についてという資料、それから史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡整備基本計画の概要版とその計画書、それと本日の資料ではございませんが、配付させていただきました令和4年度教育事務の点検及び評価結果について。これは前回、議決をいただきましたものをきちんと冊子にまとめたものでございます。それから、本日、机の上に置かせていただきました新型コロナウイルス感染症に係る発生状況報告について通知といったものがございます。それから、もう一個、各々の封筒に入っておりますものが卒業式の案内状となっておりますので、ご確認をしていただければと思っております。

以上、本日の資料ですが、抜けているもの、大丈夫でしょうか。

では、中村委員さんこの後いらっしゃるといふことで、3名出席ということなので、黒田教育長より開会の宣言をお願いいたします。

教育長 では、本日の出席委員は、先ほどご説明ありましたとおり、中村委員が出席ということですので3名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年2月教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入る前に、定例会の議事録署名人を指名いたします。岩崎委員にお願いします。よろしくをお願いします。

◎議案第18号 「史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡整備基本計画」について

教育長 それでは、これより議案の審議に入ります。本日の議案は2件です。

最初に、議案第18号 「史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡整備基本計画」について、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長 1ページになります。

議案第18号 「史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡整備基本計画」について、上記議案を提出する。

令和5年2月17日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

本市上山川・矢畑地区に所在します結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡は、今後の保存と活用を図るため、史跡公園として整備をしていく方針であり、そのため、令和2年度に保存活用計画を策定し、本年度、整備基本計画を策定するものです。

本市の本計画は、6章から成り、第1章、計画策定の経緯においてにて、本計画の策定の目的を示しております。第2章、計画地の現状、第3章、史跡の概要及び現状と課題の内容は、おおむね保存活用計画の内容を踏襲

しております。続く第4章、基本方針、第5章、整備基本計画において、施設整備に対する考え方や具体的な整備の方法等について記載しており、第6章は、完成予想図という構成になっております。

なお、本整備計画の内容については、併せてお配りしました整備基本計画の概要版によってご説明いたしますので、概要版をご覧ください。

1 ページ目に載せてあるのが、完成予想図となります。本市周辺ですと、栃木県下野市の国分尼寺、尼寺や隣接します下野薬師寺の整備をイメージしていただければと思います。その下に書かれております、ウ、本計画の策定の目的として、史跡の価値を高め、多くの市民や来訪者が史跡に親しみ、楽しんで活用してもらうために必要な整備について定めたものです。

なお、そこの一番最後の行ですね、5行目になりますが、「必要な整備の基本計画を定めたものです」と書いてありますが、申し訳ありません。ここを「必要な整備について定めたものです」にご訂正をお願いいたします。

次に、2 ページ目をご覧ください。

本計画の計画期間は、令和5年4月から令和18年3月までとなります。整備を行うに当たり、基本理念を史跡公園としての整備を行い、史跡の歴史や発信に関わる手法を検討するとともに、管理・情報提供の拠点となるよう関連施設、工作物の設置などの整備を計画するとし、その理念を具現化するための4つの基本方針が、重要遺構の保存と立体平面表示、解説の充実、学びの場としての持続可能な公開と維持管理のための整備、多様な来訪者に対する憩いの場としての利便性の向上、遺構の保存と顕在化整備に資する継続的な調査研究についての4点となります。

次に、真ん中になりますけれども、整備の全体方針の方向性としましては、まず遺跡、遺構の保存を第一とすること、整備の時代設定は、廃寺跡は奈良時代から室町時代まで700年間の長期にわたって存続しましたが、伽藍建物が最も整っていた姿と魅力を伝えるために、奈良時代の寺院最盛期とすること。また、保存や景観に影響を与える施設は、撤去、移転とすること。

最後に、史跡の整備は、主要な建物跡が確認されている伽藍中枢部から優先的に行うこととなります。また、整備に当たっては、整備区域を全体的にやると6万平米という広大な区域になりますので、3つのゾーンに分けて整備を行っていく。第1に伽藍中枢ゾーン、その下の図の真ん中のピンクのところですね。ここは史跡の中心的な場として整備を優先的に進めていきます。第2に寺地ゾーン、中心からの周辺で区画溝などが存在する範囲で、憩いや交流空間として景観との調和を図りながら整備を進めます。第3に窯跡ゾーン、ここは結城八幡瓦窯跡の整備を行います。第4ににぎわいと交流ゾーン、これは指定区域外のアクセスやガイダンスの拠点となる場所で、資料館等のガイダンス施設や駐車場などの整備を行います。最後に結びのゾーンとして、結城廃寺跡と窯跡を結ぶアクセス道路の整備となります。

次の3ページ目をご覧ください。

現地における遺構の表示方法ですが、金堂や塔などの主要な建物跡につきましては、視覚的に分かりやすい表示とするため、盛土により伽藍の基壇部分を復元し、建物の位置や形、大きさなどを表現したいと考えています。また、確認されているものについては、布石や柱の位置なども表現していきます。また、寺の範囲を区画している溝については、カラー舗装や砂利敷きなどで平面的な表示をしたいと考えています。

右上になりますが、結城八幡瓦窯跡の表示方法につきましては、平面表示または低木などの植栽による立体表示などを検討しています。

次に、ガイダンス施設として、結城廃寺跡にメインガイダンス施設、瓦窯跡にサブガイダンス施設を設置します。このメインガイダンス施設では、瓦やせん仏などの出土品の展示のほか、VRなどを用いた映像配信や建物の復元模型の展示を行うほか、トイレ、休憩所、駐車場などを整備していきます。また、結城廃寺跡と瓦窯跡を結ぶ動線を設定し、案内標識などを設置していきます。

次に、史跡内の植生については、奈良時代の古代寺にふさわしい万葉植物や在来種を主として外来種を避けた植栽を計画しています。そのほか、史跡内には総合案内板や建物跡などの遺構の解説板や表示板等を設置し、例えば携帯でQRコードを読み込んで、そこに建物の復元画像を見ることができたり、音声による案内など、VRやARなどの先端技術を取り入れた展示解説を導入していきます。また、便益施設として史跡標識やベンチなどの管理施設や東屋、ベンチなどを設置いたします。

最後に人材育成として、史跡の案内を行うボランティアガイドや史跡公園の日常的な管理やイベントの企画運営を行うボランティアを育成し、市民協働での管理運営を目指していきます。

最後に、概要版の最後のページになりますが、今後の事業計画となりますが、令和6年度をめどにこれまでの発掘調査で未検出の建物跡や寺院の区画を確定させるための発掘調査を実施し、令和8年度に廃寺跡の指定区域内の整備に向けた基本設計を、令和9年度には実施設計を行い、令和10年度には伽藍中枢部の整備に着手したいと考えています。その後、令和12年度に伽藍中枢部の整備を完了し、史跡公園として先行オープンするとともに、その後、順次令和13年度には寺地部分の整備を完了して追加オープン、最終的に令和14年度には、八幡瓦窯跡やガイダンス施設などの整備を完了し、全体的なオープンをしていく計画となっております。

以上で、本基本計画書の説明を終わります。

教育長

斉藤課長、ありがとうございました。

大変申し訳ないんですが、3名、委員さんが3名いないと採決できないということなので、中村委員が来てから採決のほうに入りたいと思います。

斉藤課長から細かい説明がありましたが、ここまでで何かお二人のほうから、委員さんからご質問等ありましたらお願いします。

赤木委員。

赤木委員 かなり長期的な計画になるかと思うんですが、恐らくこれについては国の補助金とかそういうものを使用するんでしょうけれども、大まか予算的にはどのぐらいを見ているんですか。

生涯学習課長 予算的には結構かかるということなんですけれども、具体的な数字についてはこれから基本設計とかその中で検討していきますので、ただ、かなりかかるなど。かなり造成、盛土とかもしなくてはならないと考えておりますので、そうした予算が結構大きなお金がかかるのではないかと想定はしております。

赤木委員 最初の段階から補助金申請をしながら進めていくということですか。

生涯学習課長 そうですね、この基本計画書、計画案づくりもそうですけれども、基本的には国の補助、国指定の史跡物なので、国の補助金を導入しながらということを進めていきたいと考えておりますので。

赤木委員 ありがとうございます。

教育長 岩崎委員。

岩崎委員 やはり赤木委員さんと同じように予算的などころですけれども、これはもちろん施設の整備費用もあると思うんですけれども、この維持管理の部分というのも、今後、国のほうの補助金というか、補助的な事業というのは継続されて行われるんでしょうか。

教育長 斉藤課長。

生涯学習課長 維持管理については、現在も整備前で除草とかの維持管理をしているんですけれども、**それに関しましては単独で見えております**。ただ、今後ですね、その例えばガイダンス施設とか、遺構の表示等整備について、その維持管理について補助金が出るかどうかというのは、そこまで調べていないんですけれども、そういうのがあれば活用していきたい。

教育長 岩崎委員。

岩崎委員 やはり面積があるので、なかなか除草とかいろいろな維持管理のところでは手間がかかる部分があるのかなと思いますので、いろいろな地域のボランティアの人とか、そういうのもご協力いただきながらということなんでしょうかね。

教育長 斉藤課長。

生涯学習課長 史跡の整備、展示方法ですとか、その内容としては、その中でなるべくランニングコストが後々かからないような整備の仕方を検討していくということと考えております。

岩崎委員 分かりました、ありがとうございます。

教育長 ありがとうございます。

よろしいですか。

申し訳ございません。斉藤課長、また後で、中村委員が来たら簡単に説明を、申し訳ないです。採決のほうは、そのときにしたいと思います。

続きまして、議案第19号についても、一旦報告事項を先に4件やりま

して、その後、また議案第19号に移りたいと思いますので、ご了承ください
だきたいと思います。

◎報告第27号 教育長報告について

教育長 では、報告事項を先に進めたいと思います。
 まず、報告第27号 教育長報告について、私から報告させていただきます。
 資料の5ページをご覧ください。
 報告第27号 教育長報告について。
 上記のことについて、別記のとおり報告する。
 令和5年2月17日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。
 6ページをご覧ください。簡単に説明させていただきたいと思います。
 まず、コロナ・インフルエンザ感染関係なんですけれども、一番最初の
 白丸、卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方についてと
 いうことで、2月13日、県教育庁から出ました。資料の9ページ、10
 ページになると思います。そちらのほうで、各学校のほうにもこれでお願
 いしますと、それだけお話しさせていただきました。というのは、各学校
 で児童・生徒数も違いますし、いろいろと環境が違いますので、これにの
 っとって卒業式のほうはお願いしますということで伝えてあります。どう
 ぞよろしくお願いいたします。
 インフルエンザにつきましては、1月19日から大体そんな感じで学級
 閉鎖等が行われました。コロナ関係もそういうことで、1月17日から年
 明けてからそういうことになって、おかげさまで今のところは、久下課長、
 ゼロだよ、学級閉鎖、インフル・コロナね。今のところ。
指導課長 いや、1つ出ています。昨日の午後に1件出ました。
教育長 昨日の午後ね。
 ということだそうです。これはインフルエンザか。
指導課長 はい、インフルエンザ。
教育長 分かりました。インフル1件ということになっております。ありがとうござ
 います。
 続きまして、市内進路状況について。
 茨城県は既に願書のほうは提出してあります。栃木県は、週明け22日
 が願書出願ですので、一応予定ということでそちらのほうに載せてありま
 す。そういうような状況になっております。見てみると、やっぱり通信が
 多いなという感じはしております。その通信が多いので、在家庭という表
 現が2名いるかと思うんですけれども、その在家庭というのが以前よりは
 かなり減っているような感じがします。
 高校入試につきましては、以下の日程で実施されます。合格発表は今年
 度、茨城も栃木も同じ3月14日火曜日ということになっております。

大きな2番です。行事等につきまして、また臨時教育委員会、卒業式・入学式におきまして、教育委員さんにはお世話になるかと思えます。どうぞよろしくをお願いします。

3番、その他についてです。

(1) いじめ問題の的確な対応に向けた警察との連携等の徹底についてということで、2月14日付で出ております。別紙の2ということで、7ページ、8ページに、7ページにその通知がありまして、8ページにその新聞記事が載っております。とにかくいじめ通報はためらわずに、学校から警察に直接言ってください。通報して欲しいというようなことで、強化されていると思います。後でご覧になっていただければと思います。

(2) 部活動の地域移行に係る緊急要望ということで、昨日、小林市長、あとは11ページをご覧ください。こちらの同行者ということで、県西地区の首長さんが県知事、あとは県教育長等々、文部科学大臣の永岡大臣のところに要望書を提出に行ってきたいただきました。12ページがその要望書です。そういうことになっております。

すみません、報告を先にやらせていただいています。

すみませんでした。遅くなりました。

(3) は、その他の(3)ということで、親子星空観察会ということで、そこに新聞記事が8ページに載っています。江川南小学校で久しぶりに開催していただきました。あとは、南極先生が一昨日でしたね、岩崎委員にも行っていただきましたが、江川北小で南極先生講演会ということでやっていたいただきました。また、健康の森の引継ぎ式ということで、江川北小学校、里山で開催されて、各小・中学校でいろいろな行事のほう、工夫して開催していただいております。ありがとうございました。

一番下ですが、令和5年結城市議会第1回が2月28日から3月20日までの予定で実施される予定です。

私のほう、教育長報告については以上です。

何かご質問等ございましたらお願いします。

赤木委員。

進路状況、出願状況なんですけど、今現在は出願の段階ということですけども、この中でゆうの木に通っている3年生の出願状況などがもし分かれば教えていただければなと思います。

それから、先ほどの教育長さんからもありましたが、この在家、結中の1と東中の1は、どういうふうな方向を向いているのか、分かっただけ結構なんですけど、よろしくをお願いします。

久下課長。

全ては把握していないんですが、ゆうの木については、大分この水戸南なんていうのが入ってくるかと思うんですけども、それ以外は私学で通信制の私学が今あるんですね、水戸南とは別に。名前何と言ったかな。なので、私立といっても作新とか國栃とかという私立じゃなく、通信制の

中村委員
教育長

赤木委員

教育長
指導課長

私立、そちらのほうへの進学。

赤木委員 例えば結城二高のフレックスのほうに向いていくなんていう話は出ていないですか。

指導課長 それは少ないです。

赤木委員 少ないのか。

指導課長 昔は結城二高に向いている子がいて、事前相談なんかも結城二高と対でやっていたんですけども、今は、その前に決めちゃっているような感じですよ。

赤木委員 せっかく地元でそういう公立高校があるわけですから、そこらのところの連携を中学校からもお願いする、高校のほうからも引っ張ってくれる、そういう関係ができるといいのかなと思いますけれどもね。ぜひお願いします。

教育長 分かり次第、その辺をまた来月の定例会あたりで報告できればと思いますので、よろしくをお願いします。

ほか、いかがですか。

赤木委員 あと、もう一点いいでしょうか。

教育長 どうぞ。

赤木委員 これ、いじめ問題の的確な対応に向けた警察との連携ということで、県の教育委員会のほうからも通知が来たということなんですが、文科省のほうからも各教育委員会に来ているわけですよ。

教育長 はい。

赤木委員 その中で、犯罪に該当、この新聞記事の中でもあるんですけども、犯罪に該当し得る19のいじめを例示したのが特徴だと。例示されているんですか、19、文科省からの通知。

指導課長 はい、例示されています。

例えば窃盗だったりとか、傷害だったりとか、あとはわいせつ行為だとか、そういうふうに区分けされて、この行為はそっちのほうに該当しますよというような事案が。

赤木委員 何かそういうものをネットで調べれば分かるんでしょうけれども、子供たちにも保護者にも、こういうことはもう犯罪なんですよということを、あからさまに伝わるような何かそんな伝達方法があればいいのかな。各学校でやられてもいいでしょうし、結城市として、こういういじめをとにかく結城市からなくすんだという方向の下で、委員会としてそういう何か通知的なものを全保護者、全家庭に配れるようにするといいいのかなというように感じがしていました。

指導課長 多分そこの一覧は、大分前に出たような気がするんです。今回が初めてじゃなくて。

教育長 それと同じに添付されて来ています。2月7日付に文科省のほうで来ていまして、その添付資料1ということで、警察に相談または通報すべきいじめの事例ということで、こちらのほうで来ていますので。後でまたご覧

になっていただければと思います。

赤木委員 ありがとうございます。こういうのもね、柔らかに保護者とか子供とかに伝わるといい、難しいでしょうけれども、いいのかなというような感じがするんです。

教育長 岩崎委員、その他で何かございますか。

岩崎委員 いじめのことですけれども、北海道の事例、最後に当事者の女子生徒が自殺、凍死したという、あの事例についても、警察とかだけではなくて、その後、いろいろな週刊誌とかで延々とまだやっぱり取り上げられているので、その後がものすごく大変なんだなというのが私もすごく感じているんですけれども、その報道以外にもやっぱり亡くなったりすると、民事的な訴訟とかそういうのも発生してくるので、そういうことが本当に起きないように、よくいろいろな学校もそうですし、我々も関係機関、協力して進めていかないとというふうに感じているところです。

教育長 ありがとうございます。

中村委員、もし何か。

中村委員 ちょっと、私、内容、いずれにしても、ちょっとこの別添の卒業式のマスクの取扱いという、これ話題に出ましたか。まだ。

教育長 今、こういうふうで、このとおりでお願いしますということ……

中村委員 これは、どこから出されたか、市教育委員会。

教育長 これは、県の教育庁です。

中村委員 県の教育庁。

教育長 2月13日付で出ております。

中村委員 何かテレビ等でも話題にもしていますけれども、今年の卒業生って、ずっと入学してからマスク生活なので、今のこのコロナの感染状況を考えたときに、やっぱりこれいい配慮だなと思ってはいたんですね。これはどこから出たかなと思って、市の教育長のほうから出たのかなと思ったりして。

教育長 ただ、呼びかけとか、歌のときにはマスクをするなんてことは、もう中には細かく書いてあるので。3月31日まではそういうことで、今までの文書が生きていて、これは卒業式についてはこれですよということで、4月1日から、また今度変わるのかもしれないし。

中村委員 なるほど。この感染症の対策、微妙なところで、各自治体とか各教育委員会で独自に判断するというのもなかなかできないことだから、でも、その専門家で上のほうの決断をする場合には、専門家の意見が出されたんでしようけれども、これいいことだと思いますよね。いつまでも引きずっていて、どうなのかなという思いもしていたんで、子供たちが今まで、学友と共に過ごしてきているというんで、全く見ないということはないんでしようけれども、顔をね、ほとんどもうマスク生活の中で卒業式の晴れの舞台にマスクを外して素顔でいられるのは、何かいいことだ、明るい兆しかなというように思いまして、すみません、それだけです。

教育長 ありがとうございます。

では、報告第27号については、それでよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

では、終了させていただきます。

報告事項を先に説明させていただきます。ありがとうございました。

◎報告第28号 令和5年度学校給食用一般物資納入者の決定について

教育長 　　　　　では、次に、報告第28号 令和5年度学校給食用一般物資納入者の決定について、事務局、お願いします。

学校教育課長 　　　13ページをご覧ください。

報告第28号 令和5年度学校給食用一般物資納入者の決定について、上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和5年2月17日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

次の14ページをご覧ください。

こちらにつきましては、そのままですが、学校給食センターの物資の納入業者の一覧となります。令和5年、今年の2月8日に結城市学校給食センター運営審議会において議論され、こちらの18業者に決定したものでございます。報告いたします。

なお、ナンバー14番、株式会社杉山商店、それからナンバー18、有限会社あずさについてが新規となっております。

まず、14番の株式会社杉山商店ですが、もともと取引がありまして、取引があったのは水戸支店でございました。それが土浦支店のほうにエリアを会社側が変えたので変更するといったふうな形となります。そちらの杉山商店につきましては、1月25日に栄養士2名で視察に伺い、衛生状況等を確認して、問題ないというふうなことで、このように運営審議会のほうにも資料として記載をさせていただいたわけでございます。

それから、18番の有限会社あずさは、こちらは完全な新規登録となりまして、こちらについても2月1日にセンター長と栄養士で視察に伺って、施設の衛生状況及び供給能力について納入業者として問題ないと判断したために、そのときの資料とさせていただいて、審議いただいた結果、結城市学校給食センター運営審議会の席で議決となったものでございますので、こちら教育委員会に報告するものでございます。

以上、報告第28号の説明でございます。

教育長 　　　　　ありがとうございました。

ご質問等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 　　　　　よろしいですか。

では、ご質問なければ、報告第28号については終了させていただきます。

◎報告第29号 結城市複式学級教育指導員設置要項について

- 教育長 続きまして、報告第29号 結城市複式学級教育指導員設置要項について、事務局お願いします。
- 学務係長 資料15ページをご覧ください。
報告第29号 結城市複式学級教育指導員設置要項について。
上記のことについて、別記のとおり報告する。
令和5年2月17日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。
続きまして、16ページをご覧ください。
令和5年度より江川南小学校に複式学級が設置されることに伴いまして、複式学級における教育指導及び生活指導の充実を図るため、複式学級教育指導員を設置する趣旨の設置要項となっております。
指導員につきましては、教員免許を有した方で、学級担任の先生と連携して補助に入っていただくようになります。任用形態としましては、結城市の会計年度任用職員といたしまして、勤務条件は1日7時間の週5日間ということで、令和5年4月1日からの勤務開始予定でございます。
次のページをご覧ください。
こちらは令和5年度以降の江川南小学校児童数の推移となっております。令和5年度につきましては、ほぼこの数字で確定となっております。6年度以降については、現在の住民記録等からの推移となっております。表の一番下、複式学級の条件というところがございまして、江川南小学校の場合は、こちらの①ですね。第1学年を除く、引き続く2つの学年の児童の合計数が16名以下に該当するため、2年生6名と3年生10名、計16名による1学級ということになっております。さらに、新設校開校の前年、令和8年度には2年生、3年生で1学級、5年生、6年生で1学級となる見込みでございます。
説明は以上となります。
- 教育長 ありがとうございます。
質問等ありましたらお願いします。
赤木委員。
- 赤木委員 この指導員さんの勤務形態ですけれども、会計年度任用職員の非常勤講師ということで、1日7時間、週5日というお話をいただいたんですが、長期休業中はこの方たちの勤務というのはどういうふうになりますか。
- 教育長 事務局、お願いします。
- 学務係長 こちらの先生につきましては月給制ということで働いていただきますので、ほぼ今の県費で来られている先生と同様な勤務体系になります。
- 赤木委員 じゃ、長期休業中も出勤して指導なり何なりに当たるということですね。ありがとうございます。
- 教育長 ほか、いかがですか。
中村委員。

中村委員 この今日の提案内容とはちょっとずれるんだけど、教えてほしいのが、この複式学級って結城市で初めてですか。これ、教育課程とかは別に学年ごとに割り振られていますよね。これ担任はどういうふうになるんですか、この場合は。学級だから、今の指導員は別にしても、担任1人ですよ。すると、物理的にといってもなかなかできない感じがするんだけど、教育課程の実施については。どういうふうな方法が。

教育長 久下課長。

指導課長 これは、ありがたいことに、私、一昨年、鳥羽小というところにおいて複式学級を経験しているので、基本的には県費で来るのは、その複式学級には1人しか担任は配置されません。だから、2学年を例えば前と後ろを向かせておいて、それぞれ黒板を置いておいて、例えば片方の子供たちには、前の時間の復習を最初スタートさせるんです。こっちは問題提示をもうやっちゃって、今日はこういう問題をやるから、じゃ、やってみよう自力解決になりますね。その段階で、今度後ろへ行って、はい、今日の課題はこれだよというふうに、ずらしとか、渡しとかという言い方をするんですけども、時間帯をずらしたり、あとそれぞれを渡り歩いて、担任が授業をやります。なので、非常に担任の力量が難しいところがあるんです。なので、この教育指導員さんを入れることによって、その自力解決の時間も机間指導をその子供たちにできる、別な学年をもう一人の担任が見ていますから。だから、この教育指導員さんの仕事ってすごく重要で、片方が全くきちんと活動できない状態にならないように、ずっと反対側についてくださっているというような形になっています。それが基本的な主要4教科、国語、算数、理科、社会で、技能教科については、3、4学年とか5、6学年で同じことをやることも可能なので、場合によっては、来年は2、3なんですけれども、2年、3年のうちの3年生を4年生と一緒にやっちゃうということも可能なんです、技能教科については。

中村委員 結局、その今この指導員の方が再任用でもうほとんど実績を持っている方なんで、2人担任がいるのと同じだと思うんだけど、実際その教育課程を実施するに当たっては、ずっと私、前から疑問だったんだよね。それで、ちゃんと子供たちにその学習内容とかを担保できるのかと思って、できないことはないんですね。だから、それが複式学級なんですよね、だから。分かりました。

指導課長 ここにもある、この各教科及び道徳の教育内容については、学年別の順序によらないことができるということは、その教育課程編成の上で、その学校独自の編成になるわけでしょうよね。それで到達すれば、ちゃんとやっているというような形。

中村委員 考え方によっては、すばらしい、いい展開ができるかもしれないです。だから、校長さん、その辺、得意そうだから大丈夫じゃないですか。期待しています。

教育長 岩崎委員。

岩崎委員 すみません、この複式学級、私もちょっと今聞いて初めて分かったというか、これ2年生と3年生が一緒にやるということは、教える内容も2年、3年一緒ということではないですか。

指導課長 2年生の子供には2年生の内容、3年生の子供には3年生の内容です。

岩崎委員 それを同じ教室で分けてやる。

指導課長 はい。

赤木委員 そうですか。

中村委員 だから、私もちょっといいなと思ったのは、ただ、能力のある子は、3年生の勉強だってできちゃうわけでしょう。それだって、まあ、1つの空間にいるわけだから、やり方によってはどうにでもなるし、そういうところは少人数で複式で、そのマイナスの面だけじゃなくて、プラスの面を生かしていけるというのが、こういうやり方だと思うんだよね。この例えば一つのやっぱり今はもうリーダーの考え次第というところもあるんで、彼なんかはすごくいいチャンスに恵まれたかな。彼というのは校長です。

教育長 久下課長が言ったように、教員の力量が問われるというのは、そういうことなんですよ。

中村委員 久下課長さんがやったところは、県からの補助員というのはつかなかったんですか、何も。

指導課長 はい。

教育長 県、国は、あくまでもこの16人になると、そこに1人しか配置しないことになります。

中村委員 じゃ、この教育指導員さんがつけば、随分楽になりますよね。

教育長 本当にありがたいです。

岩崎委員 基本的には、その担任が2学年、3学年で1担任ということは、基本的にはその担任が両方一緒に教えながら、その教育指導員が補助するということなんですか。

教育長 そう、はい。

岩崎委員 分かりました。すみません。ようやく分かりました。ありがとうございます。

教育長 江川北小なんていうのは、担任は6学年で6人いるんですけれども、江川南小は担任というのは5人ということです。結城市で以前あったかどうかというのは多分私もちょっと分からないんですけれども、本当に難しい問題だな、教えるのはね、大変だなと思って、ぜひ校長も頑張ってもらって。

よろしいですか。

(発言する者なし)

教育長 ありがとうございます。

◎報告第30号 ネーミングライツについて

教育長 　　　　　では、続きまして、報告第30号 ネーミングライツについて、事務局
お願いします。

生涯学習課 　　　18ページになります。

報告第30号 ネーミングライツについて。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和5年2月17日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

ネーミングライツパートナーにつきましては、昨年9月1日から30日
にかけて、結城市民情報センター・ゆうき図書館のネーミングライツ
パートナーの募集をいたしまして、応募は株式会社石島建設1社の応募で
ありました。その後につきまして、10月に庁内の選考委員会を開催いた
しまして、ネーミングライツパートナーとしてふさわしいということで決
定をいたしております。その後、石島建設と具体的な協議をしまして、本
年1月13日に契約をいたしました。実際にネーミングライツ、愛称の掲
出期間になりますが、契約期間としては令和5年4月1日から令和8年3
月31日までの3か年とすることになりました。

なお、この愛称が石島建設プラネットホール・ゆうき図書館、これが愛
称になります。施設の正式名称としては、あくまでも結城市民情報センタ
ー・ゆうき図書館が正式名称ですけれども、今後、この契約期間におきま
しては、この愛称である石島建設プラネットホール・ゆうき図書館という
名称を用いることになります。この石島建設さんがこの愛称をつけた理由
につきましては、情報センターには天体ドームや多目的なホールがあるこ
とからプラネットホール、惑星ですね、プラネットは惑星ですね、プラネ
ットホールを連想したということです。このプラネットは、立ち位置とな
る惑星の公転速度によって他の惑星の見え方、動きに違いが生じてくるこ
とから、結城市民情報センターも多角的に見ていくことと、新たな発展が
あるのではないかという希望的観測も含めて命名をしたということです。
また、応募の動機としては、創業地である結城市への社会貢献の一環にな
ればということで応募をいただきました。

報告は以上です。

教育長 　　　　　ありがとうございます。

何かご質問等ございましたらお願いします。

赤木委員。

赤木委員 　　　　これは、県のほうでも県民文化センターがヒロサワ・シティホールにな
っていますよね。あれと同じですか。

生涯学習課長 　　　そうです。

赤木委員 　　　　そうなってくると、この天体ドームとか図書館の運営にも石島建設がア
イデアを出してくるとか、そういうことも十分あり得るわけですか。

生涯学習課長 　　　それはないです。

赤木委員 それはないんですか。

生涯学習課長 命名権という、権利です。建物を命名をすることによって、石島建設としてはそれが一つの宣伝になるということで、その内容、この運営の企画内容としての場に参加するということではありません。

赤木委員 そうですか、じゃ、運営はあくまでも市のほうが中心でということですか。

生涯学習課長 指定管理者でやっていますので、そちらが運営する。

教育長 中村委員。

中村委員 今、私ちょっと気になっていたのがあったので、でも、説明いただいたので分かったんだけど、このネーミングの理由、何かいい考え方だなと思うんだけど、この多角的に捉えて、運行状況からしても、それから広がりとか、このすごい石島建設さん、なかなかやるじゃないかなという思いがしたんだけど、ただ、このネーミングライセンスという一つの契約の中で100万円頂いて、今この根底に流れているもとの名称というのは、当然生きているわけですよ。それ約束の中で、例えばこの契約期間は、その根底にある情報センターという、そういうことを表記してどこかに出すということはやめてくれよとか、そういう約束事にはどうなんでしょうか。

教育長 課長。

生涯学習課長 基本この契約期間の3年間につきましては、例えば市のホームページにその記載内容は、基本的に愛称で石島建設プラネットホール・ゆうき図書館という愛称を用います、正式名称ではなくて。

中村委員 正式名称ではなくて。

生涯学習課長 看板等についても、これは石島建設さんとの相談の上ですけれども、例えば看板をその3年間はその石島建設プラネットホール・ゆうき図書館に替えるとかということにもなります。ただ、石島建設さんは看板を替えるというのはあまり考えていないみたいなんです。基本的に、ただ、看板付け替えの費用については石島建設さん持ちということになります。例えば県民文化センターを考えますと、ザ・ヒロサワ・シティとかという看板が多分ついているかなと思うんですけれども、そういうのをつけたりすることはできません。

中村委員 だから、結局は対外的には、もうこの愛称で言ってくださいよと。

生涯学習課長 基本的には、市としてはこの愛称を使っていく。

中村委員 例えば、私思ったのは、もう一つは、3年の間に契約を履行していくということになると思うんだけど、このネーミングをあちこち看板を替えるとか、そういったお金はこの100万円以外のお金からということですか。

生涯学習課長 基本的に、看板を替える費用は石島建設さん持ち。ネーミングでパートナー側が持つことになります。

中村委員 そうじゃないと、それで飛んじゃうもんね。

生涯学習課長 ですから、市としては、例えばホームページ上の表記ですとか、例えば封筒に関して情報センター・ゆうき図書館、そこを石島建設プラネットホール・ゆうき図書館に替えるとかというのはあります。

中村委員 だから、それが今のお話の中で出た、その石島建設さんは、あまり替えたくないというような部分は、そうすると何かごちゃごちゃすることも出ていくんじゃないかと思うんだよね。例えばウェブサイトなんかのネーミングだって、全部替えないと意味がないと思うんだよね。そういう組替えというか書換えのその書換え料とかという、どこかに委託するんでしょうけれども、結構かかると思うんだよね。石島建設さんは100万円じゃ足りないよね、絶対。200万円でも足りないかもしれないし、えらく出て行くんじゃないかと思っちゃうけれども。

生涯学習課長 市のホームページを書換えるのは、すぐにできます。お金はかからないでできます。

中村委員 できるんですか。それは、こちらで心配することじゃないんでしょうけれども。

生涯学習課長 慣れるまでは、最初の頃は石島建設プラネットホール・ゆうき図書館と書いて、括弧して情報センターと書くとか、その辺は市民に混乱を招かないような対応はしたいと。

教育長 よろしいですか。ありがとうございました。

では、報告第30号については終了させていただきます。ありがとうございました。

◎議案第18号 「史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡整備基本計画」について

教育校 では、前に戻りまして、議案、付議事項について2件に戻りたいと思います。まず、議案第18号のほうに移りたいと思います。

議案第18号 「史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡整備基本計画」について、先ほど詳しく斉藤課長のほうから説明していただきましたので、もう一度、斉藤課長、申し訳ございません。重複になると思うんですけれども、簡単に説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは、1ページになります。

議案第18号 「史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡整備基本計画」についてご説明します。

一緒にお配りをしております概要版を用いて説明をさせていただきたいと思います。

まず、概要版表紙ですけれども、表紙にありますのが完成予想図ということになります。この周辺でいきますと、栃木県下野市の尼寺ですね、国分尼寺の整備、遺跡整備というのをちょっとイメージしていただければ近いものがあるかなと思います。

本計画の策定の目的ですが、その下に書いてありますとおり、史跡の価

値を高め、保存し、多くの市民や来訪者が史跡に親しみ、楽しんで活用してもらうために必要な整備について定めたものです。最後の5行目で、最後のところですね、「必要な整備の基本計画を定めたものです」と書いてありますが、申し訳ありませんが、これ「必要な整備について定めたものです」と修正をお願いしたいと思います。

続きまして、めくっていただいて2ページ目になりますが、本計画の計画期間というのは、令和5年4月から令和18年3月までです。整備の基本理念として、史跡公園としての整備を行い、史跡の歴史や情報の発信に関わる手法を検討するとともに、管理、情報提供の拠点となるよう関連施設、工作物の設置などを計画するものです。それを具現化するための4つの基本方針がその右に書いてあるとおりです。

また、全体整備の方向性としましては、第一として、遺跡・遺構の保存を第一とすること、また、保存や整備の時代設定は、伽藍建物が最も整っていた姿と魅力を伝えるために奈良時代の寺院の再生というものとする。また、保存や景観に影響を与える施設は、撤去、移転とすること。最後に、史跡の整備は、主要な建物跡が確認している伽藍中枢部を優先的に行っていくものとします。

全体的に6万平米近い広い範囲になりますので、その中を5つの地区、ゾーンに分けて整備を行っていきます。伽藍中枢ゾーンというのは、図面のピンクのところになりまして、これが史跡の中心的な場所になりますので、ここをまず優先的に整備を進めていきます。その他、寺地ゾーンとして、その周辺ということで、憩い安らぎの空間として景観との調和を図りながら整備を進めます。窯跡ゾーンにつきましては、これは結城八幡瓦窯跡の整備を行っていきます。第4に、にぎわいと交流のゾーンとして、これはガイダンス施設や駐車場などの整備を行っていきます。最後に、結びのゾーンとして、結城廃寺跡と瓦窯跡を結ぶアクセス道路等を整備していくことになります。

次の3ページになります。ご覧ください。

整備の概要として、まず、現地における遺構の表示につきましては、建物跡については、盛土によって建物の基壇を復元することによって、建物の位置や形、大きさなどを表現していきたい。また、寺を区画している区画溝については、カラー舗装や砂利敷きなどで平面的な表現をしていきたいと考えています。また、瓦窯跡については、平面表示や低木の植栽などによる立体表示などを検討していきたいと考えています。

また、ガイダンス施設としては、結城廃寺跡にメインガイダンス施設、瓦窯跡にサブガイダンス施設を設置し、メインガイダンス施設のほうには瓦や埴仏などの出土品の展示のほか、VRなどを用いた映像配信や建物の復元模型などを展示していきたいと考えています。

また、施設内の、史跡内の植生については、古代寺院としてふさわしい万葉植物や在来種などを基本としていきたいと考えています。また、史跡

内には、総合案内板や建物や遺構などの解説板、表示板等を設置しますが、VRやARなど先端技術を取り入れた展示解説などを検討していきます。

最後に、人材育成としては、施設案内のボランティア、また日常的な管理やイベントの企画運営などを行うボランティアを育成して、市民協働での管理運営を目指していきます。

最後に、一番最後のページになります。

今後の事業計画ですが、令和6年度をめどにこれまでに検出されていない建物や未解明の部分の発掘調査を行いまして、その後、令和8年度、9年度に、指定区域建物、寺跡の指定区域内の基本設計、実施設計を行って、令和10年度をめどに整備工事のほうに着手をしていきたい。令和12年度には、伽藍の中枢部の工事を完了しまして、その部分の先行オープン。また、令和13年度には、その周囲の寺地部分のほうの整備を完了し、追加オープン、最終的には令和14年度には窯跡並びにガイダンス施設等の整備を終了して、令和14年度に全面的なオープンを目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

教育長

ありがとうございました。

何かご質問等ございますか。

(発言する者なし)

教育長

よろしいですか。

では、お諮りしたいと思います。

議案第18号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手多数。

◎議案第19号 結城市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

教育長

続きまして、議案第19号 結城市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、事務局から説明をお願いします。

スポーツ振興課長

資料2ページをご覧ください。

議案第19号 結城市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

上記議案を提出する。

令和5年2月17日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

内容につきましては、3ページと4ページになります。

3ページの中段ですね、こちらは結城市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部ということで、田間グラウンドをこの表中から削除することになっております。

概要につきましては、田間グラウンドの利用状況及び当該グラウンドの

維持管理費の現状を考えたところ、今後、田間グラウンド管理運営委員会が当該グラウンドを直接管理する形態に改めることに伴い、市のスポーツ施設としての設置を廃止するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

田間グラウンドにつきましては、地権者から当該グラウンド用地を無償でお借りした上で、市スポーツ施設として設置しておりました。そして、管理を田間区長会へ委託しているのが現状でございます。しかしながら、地元少年団の利用がその多くを占めておりまして、実質的に地元の施設となっていることから、市の施設としては廃止したいと考えております。

あわせて、当該用地を地権者にお返しし、地域住民による管理を行っていくことで自治会の合意を得ましたので、今般、当該条例を改正するものでございます。

以上でございます。

教育長

ありがとうございます。

何かご質問等ございましたらお願いします。

岩崎委員。

岩崎委員

今のご説明ということは、ちょっと確認なんですけれども、才光寺のグラウンドの野球場1面を減らしたとか、そういう訳ではなくて、田間グラウンドについては、市の管理下から外れたということだけで、維持管理とかもそれから利用等についても、従来どおりということなんですか。

スポーツ振興課長

田間の三蔵神社のところに野球場がありますけれども、そちらの土地、三蔵神社のものなんですけれども、そちらを市がお借りして、それで地元で管理委託料を払って管理していただいています。その形態が、やっぱり市の土地であれば、そのまま継続してということは考えていたんですけれども、利用者がほぼ江川スポーツ少年団、地元の少年団が使っているだけで、ほぼほかの人が利用できないような状況というか、できないわけではないんですけれども、ほとんどしていないということで、市の施設としてどうかということで、以前から検討はさせていただいたところでございます。それで今回、地元で自分たちで管理しますということで同意を得たということで、今回市の施設から削除して、もう自分たちで管理をして運営していただくということになったのが現状でございます。

岩崎委員

分かりました。

教育長

よろしいですか。

岩崎委員

地元ですので、よく確認させていただきました。ありがとうございます。

教育長

ほか、いかがですか。

(発言する者なし)

教育長

よろしいですか。では、お諮りしたいと思います。

議案第19号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手多数。

議案第19号については原案のとおり決定いたします。ありがとうございました。

議案は以上となります。

◎その他

教育長 その他について、何かございましたらお願いします。
事務局、お願いします。

学校教育課長 今後の予定について、またご報告させていただきます。
3月15日、15時半からの予定、臨時の教育委員会です。こちらにつきましても、教職員の異動の内諾というふうな議題になるかと思えます。
そのほか、次が3月24日、これは定例の教育委員会を予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。
以上になります。

教育長 ありがとうございました。
そのほかありますか、事務局。
どうぞ。

学務係長 先日、メールでお知らせいたしました茨城県県西地方市町村教育委員会連絡協議会の教育委員研修会、3月27日に行う予定でございます。また、近くなりましたら出欠等ご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。
ほかによろしいですか。
(発言する者なし)

教育長 では、以上で教育委員会2月定例会を終了いたします。
ありがとうございました。

午前11時00分 閉 会

上議事録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員